

電氣通信を通じて觀たる日濠關係

——日濠通商問題の一節——

大谷敏治

一 外國電報に現れた我が國の貿易

一九三一年より一九三三年に至る三ヶ年間に、我が邦と世界各地との間に往復せられた全有料外國電報を、各洲別の分布に觀ると次ぎの如くである¹⁾。

いま左の表に於いて、一九三一年と一九三三年とを較べると、亞細亞及びアメリカは、夫れぞれ二四・八八%、四・四二%の減少を示してゐるに對して、歐羅巴及び東南洋は、夫れぞれ一・七九%、一四・〇五%の増加、アフリカ並びに太平洋は、夫れぞれ二四・〇二%、五〇・四四%の激増を示してゐる。この數字は、世界の各洲と我が邦との間に往復せられた有料外國電報の全通數であつて、必らずしも商取引に隨伴して起つた外國電報の數ではなく、また之れ等の年度に先だち、亞細亞の一角には、滿洲事變・上海事件が相次いで起つて、我が

1) 逓信省電務局・商用外國電報利用狀況、昭和九年十月刊に據つて算出作成。各洲の分ち方は、三菱經濟研究所・東洋及び南洋諸國の國際貿易と日本の地位、再版、昭和八年刊の方式に従ふ。

	1931	1932	1933
東 南 洋	479,144 ^通	434,024 ^通	546,430 ^通
亞 細 亞	804,224	830,863	604,122
太 洋 洲	50,559	71,118	76,061
歐 羅 巴	297,767	304,451	303,114
アメリカ	333,764	319,514	319,013
アフリカ	41,733	57,776	57,768

邦と中華民國との間には新たな國際情勢が生れ、従つて商取引を激減せしめたこと、ソヴェト・ロシアに於いては、第一次五ヶ年計劃が完成して、一九三三年以降は輸入國から輸出國へ轉ずるといふ本質的な變化があつたこと²⁾等のために、亞細亞との通信數が二四・八八%の著しい減少を示したといふような特殊事情が存在するけれども、大體に於いて以上の數字は世界貿易に於ける我が邦の進路を示しておるものと觀ることが出來よう。

即ち、既に遍ねく知られたように、歐洲大戰を契機として世界貿易は構造變動の過程に入つたのであるが、この過程に於いて東南洋は大いにその重要性を増したるのみならず、その貿易の進展は對歐羅巴に向つてよりも

寧ろ對東南洋諸國に向つて成し遂げられ、この貿易に参加する世界主要工業國たる英・米・日の三ヶ國のうち、英國が漸次に後退の傾向にあるに對して、日本が次第にその壘に迫り、特に輸出に於いては將に英國を凌がんとする形勢を示し、また日本自身の貿易の中では東南洋は約半ばを占めて決定的な地位を獲つゝあるのである³⁾。あらゆる商取引が電報の往復によつて具體化され、外國貿易並びに國際關係を發展せしめるものとして電氣通信による以上に迅速且つ科學的な手段のない限り、このような情勢はおのづから往復外國電報の數の上に反映せざるを得ない、前表によつて、此の大勢は既に明らかであるが、なほ、一九三三年に我が邦と世界各地との

2) 東京政治經濟研究所・世界と日本——對恐慌工作裡の政治經濟年誌、昭和九年刊、p. 293. 及び p. 286.
3) 拙稿・概觀日濠問題、小樽高等商業學校創立二十五周年記念論文集所載、pp. 619—627 參照。

間に往復せられたる外國電報のうちから、商取引用の分のみをとつて、その使用語数を一ヶ月平均にして各洲別に観ると、次ぎの如くに東南洋との間のものが絶對多數を示して居る。⁴⁾

	語
東南洋	297,457
亞細亞洲	179,676
太洋洲	53,130
歐羅巴	197,183
アメリカ	212,255
アフリカ	46,692

このように先づ東南洋に進出した日本は、世界の資本主義經濟が、免れがたき運動の一過程として、一九二八—一九二九年、世界恐慌を以つて呼ばれる程の不況に没入し、いつて、世界貿易全體が極度の不振を極め、各國ともにその國內購買力の減退と海外市場の喪失とに、失業の累増、商品の堆積とに悩む間に、獨り新たに興るものゝ

勇ましさを以つて、餘勢を驅つて遠くアフリカ・南米の謂ゆる新市場へ進出し、*Made in Japan*の旗は、世界商品市場の隅々まで行き到らぬくまもないありさまであつた。殊に之れ等の新市場とは、商取引以外の國際關係が極めて稀薄であつた爲に、往復外國電報は殆んど總て商取引用のものと看做さるべく、また商取引の分野に於いても従來は頗る疎遠であつた爲に、ひとたび取引關係の成立するや、爲替管理・輸入の割當・許可制度等の防遏手段や、最惠國約款を基調とする通商政策から求償貿易主義への轉換等の政治的協商に阻まれたにもかゝらず、取引は急速に増加し、従つて夫れを具體化する電報の往復も、兩三年の間に急激に増加するに至つたのである。前述のアフリカの二四・〇二%増、太洋洲の五〇・四四%増といふ數字が明らかに之れを物語つておる。いま一九三一年から三三年に至る三ヶ年について、往復有料電報の通數を對手地別に掲げて往復電報の増加が、濠洲・埃太・南阿聯邦・暹羅といふような新市場に著しい事實を更に明らかにしよう。⁵⁾

4) 遞信省電務局・前掲書に據る。

5) 前掲書。

	1931	1932	1933
英國	182,646 ^通	191,414 ^通	186,928 ^通
佛國	41,205	42,764	42,584
獨乙	73,916	70,273	73,602
米國	312,074	300,679	302,648
加奈陀	21,690	18,835	16,365
中華民國	775,976	709,678	587,120
香港	93,628	71,820	65,641
亞細亞	28,248	21,185	17,002
印度	170,204	222,883	225,412
蘭領印度	99,085	115,540	114,533
比律賓	49,460	48,558	49,387
海峽殖民地	49,106	52,505	62,033
暹羅	17,760	22,718	28,430
南阿聯邦	17,992	21,579	23,193
埃太	23,741	36,197	34,575
濠洲	50,559	71,118	76,061

二 日濠間の電氣通信の趨勢

偕て、國際貿易に於いて取扱はるゝ商品は、千差萬別である、船車・車輛・機械の如き生産財から罐詰・麥酒・小麥粉等の消費財まで、綿花・羊毛・原油・礦石の如き原料品より、莫大小・綿織物・セメント・印刷用紙の如き完成品に至るまで多種多様である。そして其の取引に隨伴する商用電報は、その通數に於いても語數に於いても、商品によつて異なる筈である。詳しくいへば、或る商品はその品質數量の表示が簡單であり、取引も相當大

電氣通信を通じて觀たる日濠關係（大谷）

量のものを一つの契約によつて賣買し、長期間に涉つて分割船積しうるものがある、例へば木材・穀物・原油等が之れである。此の場合には、貿易金額・取引數量の大なる割合に往復電報の數は少なく、また一通當りの語數も少なくありうる。之れにひきかへ或る商品は品質明細 (specifications) の表示が複雑を極め、個々の荷口について詳細な記述が必要であり、且つ賣買の數量も一荷口については小さく、取引の都度電報の往復を要するものがある、例へば、陶磁器・莫大小・硝子製品・玩具等の如きものである。取引の數量金額は全體としても相當大であるのみならず、個々の取引に於いて商品の明細表示に複雑なものがある、綿織物・絹織物・挽材等が之れである。従つて各種貿易品について商用電報の利用割合が異なるべく、一定貿易金額を得る爲に要する電報の利用數も亦商品によつて異なる筈である。

いま遞信省電務局の調査によれば、各種貿易品について商用電報の利用割合の最も大なるものは綿織物・絹織物類・衣類及び附屬品であつて、一九三三年には、一ヶ月平均の發着電報平均總數、一二九、六二二通のうち二三、四八五通、約一割八分に當り、使用語數に於いても一ヶ月平均發着語數、一、一二三、九五三語のうち一九七、八二二語、全通信の約一割七分を占めて居る。之れに次ぐものは、玩具・電球・挽材・豆糟・飼料・木材等の雜品及び銀行業務關係の商用通信であるが、生絲・棉花・羊毛・綿糸・麻等の絲縷類が、通數に於いて一〇、二四五通、語數に於いて八六、二七六語を以つて、更に之れに次いで居る。

我が邦の棉花の輸入先として印度・米國、生絲の輸出先として米國があり、綿織物・絹織物の輸出新市場とし

ては、印度・蘭領印度その他があるが、前に觀た往復外國電報の増加率の最大なる土地・濠洲と我が邦との取引關係を一九三五年について觀るに、次ぎの如くである。⁶⁾即ち、濠洲日本間の往復外國電報は我が邦と新市場と

日本より 濠洲へ輸出		濠洲より 日本へ輸入	
	千円		千円
絹織物	6,691	羊毛	182,007
綿織物	17,176	小麥	30,936
人絹物	22,306	牛脂	2,201
織生絲	4,233	亞鉛	2,729
陶磁器	2,805	屑鐵	2,814
玩具	2,010	皮革	2,295
硝子品	1,048	肉	515
其他		其他	
合計	74,793	合計	235,128

の關係に於いて近年急激な増加を示したのみでなく、輸入に於いて羊毛・輸出に於いて綿織物、絹人絹織物・陶磁器・硝子製品・玩具等が大部分を占める點から觀て、兩國間の取引商品の關係に於いても亦、外國電報を利用すること最も大なる關係にあることを知るのである。

日濠兩國が外國電報の利用といふ點に於いてかくの如く密接な關係にあるに拘らず、日濠間の外國電報料金は頗る高く、この電信料金の引下問題は數年前から兩國の、特に我が邦の關係當局及

び當業者の、熱心なる要望として提起されて居たのであるが、未だ解決せられないまゝに日濠通商問題といふ暗礁に乗りあげたのである。⁷⁾本稿は、此の問題をとりあげて現行料金が如何に高いか、また何が故に高いかを明らかにし、日本側の要望が果して容れられうるや否やを考へ、外國電報通信といふ觀點から日濠通商問題を考察したいと思ふ、蓋し、日濠間の貿易額を二億五千萬圓として、假に1/2%の電報料が使用されるものとすれば年額約百二十五萬圓、その大部分は後に説くように海外電信會社へ支拂はれて我が邦よりの對外支拂勘定に

6) 三菱經濟研究所・本邦財界情勢、No. 104, p. 49.

7) 拙稿・前掲書、p. 662.

屬するのであるから、此の電信料が若干でも引下げられるといふことは、常に烈しい國際競争場裡にある貿易
 當業者の立場を有利にしうるのみならず、また國家全體としても相當大きな問題であると考へられるから
 である。

三 日濠間の電氣通信上の諸問題

先づ日濠間の現行電報料金から觀よう。

我が邦より濠洲向外國電報料金は一語四・二二五金フランであつて之れを他の主要貿易對手國と對比すると
 次表の如くである。

歐 羅 巴	國際基 本料金 金フラン	換算國 内料金 円
英 國	3.45	2.41
佛 蘭 西	3.45	2.41
和 蘭	3.45	2.41
獨 乙	3.45	2.41
伊 太 利	3.45	2.41
その他諸國	3.45	2.41
(但しソヴェト・ロシアを除く)		
ア メ リ カ		
米 國		
紐 育	4.20	2.59
桑 港	3.45	2.13
加 奈 陀		
バンクーバー	3.97	2.42
ケベック	4.28	2.64
西印度諸島		
玖 嗎	4.59	3.22
南米諸國		
アルゼンチン	5.00	2.94
ブラジル	6.38	3.22
ホリビア	6.50	4.55
チリ	5.55	3.89
パラグアイ	5.40	3.78
ウルグアイ	6.10	4.27

アフリカ		
東海岸地方		
葡領アフリカ	5.27	3.69
ケニア・ウガンダ	6.35	4.01
北部地方		
アルジェリア・チュニス	3.45	2.41
アレキサンドリア・カイロ・ポートサイド	3.50	2.45
モロッコ	3.45	2.56
南部地方		
南阿聯邦	5.00	2.50
亞細亞		
青島	1.00	0.70
上海	0.75	0.52
香港	1.57	1.09
その他中國各地	1.25	0.87
蘭領印度	3.19	2.24
佛領印度支那	2.64	1.84
馬來半島	2.61	1.82
印度及びビルマ	3.00	2.10
マニラ	1.90	1.33
暹羅	2.70	1.89
イラク	3.37	2.36
シリア	3.30	2.31
太平洋		
濠洲聯邦	4.225	2.96
新西蘭	4.63	3.25

右の表に示した金フラン料金は國際間の基準料金であるが故に、先づ之れを觀ると、濠洲向電報一語四・二二五金フランといふは、アルゼンチン・ブラジル・チリ・ウルグアイ・パラグアイ等の南米諸地方、アフリカの南阿聯邦、ケニア・ウガンダ等の東海岸諸地方に次ぐ料金であつて、印度・蘭領印度・馬來地方の料金に較べて約五割高であり、歐羅巴各地向三・四五金フランに比して約二割三分の高料金である、日本濠洲間四、五〇〇哩日本英國間一五、〇〇〇哩といふ通信距離を考慮に入れるならば、日濠間の外國電報料金が世界一高いとの意見も強ち誇張でないことを知るであらう。

然しながら人は、平時にあつては慣行の生活に馴れて、事の實相を看過しがちである。日濠間の外國電報の

高率を悟り、之れが對策に當業者が焦慮するまでには、なほ一つのものが必要であつた。夫れはこの電報料負擔を甚だしく苦痛と感ずることである、そして夫れは次ぎのような事情で始つた。

右示した一語料金は元來國際基本料金であつて、國際間の電報料勘定の貸借決済に用ひられ、各國は此の國際料金に準據して自國貨幣相當額を決定し之れを國內徵收料金とする。尙ほこの國際料金は現在の佛蘭西通貨に非ずして、舊金貨フランであり、「重量三十一分ノ十グラムニシテ品位千分ノ九百ナル百サンチームノ金フラン」と規定せらる。我が邦ではこの國際料金に、毎年遞信省が第一期（自一月一日至三月三十一日）、第二期（自四月一日至六月三十日）、第三期（自七月一日至九月三十日）、第四期（自十月一日至十二月三十一日）と四回に分つて公示する邦貨額を乗じて實際の一語當り國內料金が算出せられるのである。現行換算率（昭和十一年四月一日以降）一金フラン七十錢替を以つて換算すると、日本より濠洲向一語料金二圓九十六錢であつて、之れを他の諸國に較べると前表右欄の如くである。

日本政府の金フラン換算率は昭和七年（一九三二年）十二月末日までは、一フラン四〇錢替であつたが故に商用外國電報に最も多く使用せらるゝ用語たる暗語（當時は拾字一語基準¹⁾）を用ひるものとして日濠間の電報料は一語一圓六十九錢（ $4.225 \times 40\text{sen} = 169\text{sen}$ ）であつた。この換算割合は金輸出禁止前即ち圓貨の爲替相場が大體平價に近かつた當時の計算であり、圓貨と金フランとの純分比價によつたものと推察される。而して日本政府は、國內徵收料金を以つて金フランの基準に従ひ對外決済に當らなければならず、従つて政府としては公

1) 拙稿・外國電信に關する改正規定に就いて、商學討究第九卷上冊所載。

衆よりの徴收料金は大體この對外支拂をカバーし得るに足る程度の邦貨相當額を徴收せざれば徒らに國庫の支出を増加する結果となる。殊に我が邦の海外電報通信は從來大部分外國會社の所有たる海底電信によつたが故に、海外電報料金の大部分は國外に流出し、日本政府の受取分は極めて僅少であり、爲にこの換算率の問題は直接國庫の支出に影響するところ大なるものがあつたのである。

従つて政府は金輸出禁止後圓貨の爲替相場の急激の下落に伴ひ數次の換算率改訂を行つた。即ち昭和八年一月一日以後は換算率を六十錢と改めたが、之れは當時の舊換算率四〇錢替に比し正に五割増に當る。然しながら、かゝる改訂も圓價下落による國庫の負擔の増大を償ふには足りない、何となれば當時は對米爲替二十弗半の時代で圓價はその平價の約四割三分の價値を有するに過ぎなかつたが故に當時金フランの純分比價に對し嚴格に換算率の平衡を保たん爲には十割以上の引上を行ふべかりし筈であつたからである。但し外國電報料金を急激に倍額以上とすることは、外國電報の最大利用者たる貿易業者の負擔を過重ならしめ、延いて輸出貿易の進展を阻害する恐あるを以つて、當時政府はこの程度の引上を以つて一時を凌ぐのやむなきに満足したのである。

然しながら、事態は永く國庫の犠牲を許すべきでなかつたが故に、昭和八年（一九三三年）以降は外國電報料金徴收方法を根本的に變更した、即ち従來は日本國內徴收料金は邦貨建にて公表されてあつたものを、同年八月以後は國際基本料金たる金フランそのまゝを以つて示し、之れが換算率は過去三ヶ月間の實際爲替相場の

平均を以つて次の三ヶ月に適用することゝ定められたのである、之れが前述の年四期に公示さるゝ換算率の謂ひである。之れによつて昭和八年八月以後向ふ三ヶ月間は一金フラン七拾錢替、その後數回の改訂を経て最高率は昭和九年（一九三四年）七月一日實施一金フラン七拾七錢まで上り、その後フランの切下によつて若干引下られ現行率（昭和十一年四月一日實施）による邦貨國內料金が前表右欄に示した國內徵收料金である。

かくの如き経緯による日本より濠洲向外國電報料金は従つて四〇錢替の當初に較べると實に約拾割の騰貴に當る。かくの如くして貿易業者は、一般的に外國電報料の高率の脅威を感じ始めたが、なほ茲に右を拍車する事實が起つた、夫れは國際電氣通信に於ける隱語規則の改正といふ純技術的な變革である。上述の電報料金は普通語及び拾字を以つて一語とする暗語電報の料金であるが、既に紹介したる如く、國際電氣通信に關するマドリッド會議の結果、一九三四年（昭和九年）一月一日以降は、隱語は總て五字一語と定め、一語の料金は前記基本料金の五分ノ三、拾字暗語の料金は基本料金の五分ノ六となつた²⁾。即ち従來と同じ内容を同じ方法にて隱語を以つて發電するに當り、此の隱語の規則改正の爲に料金五分ノ一を多額に支拂ふことを要することゝなつたのである。即ち此の隱語規則の改正によつて、暗語電報の料金は二割騰貴といふ結果になつたのである。

かくの如くにして、國際經濟事情の影響と國際電氣通信條約の改正の爲に、僅々兩三年の間に電報料拾貳割強の騰貴にあふが如きは、貿易業者の到底忍びうるところではない。價格の低廉を唯一の武器として世界の商品市場に進出した當業者は、その輸出採算に當つて能ふ限り諸掛經費の節減を計る、従つて一方に Cable

2) 詳しくは拙稿・前出參照。

Charges の見積りを極度に軽減すると同時に、貿易業者は漸く日濠間の外國電報料の高率を悟り、濠洲市場に關する限りでいへば、日濠間の電報料と、英濠間の電報料とを比較することで濠洲市場に於ける綿織物・絹人絹織物に關する日英の競争力を考慮し始めるに至つた。加へて在濠洲の我が邦の羊毛買付業者が一・五%見當といふ低い買付手数料を獲る代償として買付羊毛の歩留りの保證その他の重大な責任を負はしめらるゝことか
ら、能ふ限り經費の節減を計り、従つて濠洲より日本向けの電報料も亦甚しく高率なることを指摘し始めるに至つて問題は漸く朝野の注目を惹き始めたのである。³⁾

次ぎに濠洲國側に立つて濠日の現行電報料金を觀よう。

日濠間の外國電報の國際基本料金は前述の如く四・二三五金フランであるが、濠洲内に於いては一金フランにつき濠貨九・六片替であるから、普通語及び拾字一語隱語の料金は、四一片(三志五片、 $4.225 \times 9.64 \parallel 40.524$ —3s5d)、マドリッド會議以後の改正隱語規定による時は、五字隱語一語につき二四・六片となる——實際には電報の隱語數を四一片替で計算した總額の五分ノ三を以つて其の電報の料金とする、例へば拾五語の電報料金は $41d \times 15 \times \frac{3}{5} \parallel 31-10-9$ とするものゝ如くである。此の日本向け電報料金は後に説く如く海底電線によるものであるが、之を濠洲より他の諸地方への海底電信による電報料金と比較すると次ぎの通りである。⁴⁾

3) 拙稿・前出參照。

4) 昭和十一年(1936)七月中筆者濠洲滯在中調査。

	海底電信	無線電信
Europe		
Britain	2/0	1/8
France	2/7	2/0
Germany	2/6	2/1
Belgium	2/6	1/11½
Italy	2/6½	2/1½
America		
U. S. A.		
New York	2/8	2/5
California	2/4	2/1½
Canada		
Alberta	1/7	1/5½
Manitoba	1/7	1/5½
South America		
Argentina	4/5	4/0
Perunanbuco	4/1	3/8½
Chili	4/5	4/—
Africa	1/8—5/4	2/2½—2/11
Asia		
Japan	3/5	ナシ
Other Asiatic Countries	2/5—6/3	ナシ

(基本料金を示す、五字暗語はその五分ノ三)

即ち南米諸地方及びアフリカの一部を除いては日本向が最高率であり、對英國の七割高に當る。右は海底電信による場合であるが、濠洲と世界各地とは無線電信の連絡があつて、その電報料金は前表右欄の如くである。而して日本及び亞細亞諸地方には無線電報の取扱ひがない故に英國向無線電報を利用する場合に比較すると、日本向電報は實に拾割五分の高率に當る。かくの如くに、濠洲日本間の電報は、海底電信によるといふ同一條件の場合に於いて既に對英國よりも七割高である上に他の諸地方——南米・中米へさへも無線電報が取扱はるゝに對して日本向けはその取扱ひなく、従つて之れを考慮すれば拾割高といふ不利の状態に置かるゝばかりか

りでなく、一旦海底電信経路の故障、取扱中止といふ場合には、歐洲またはアメリカ經由の危険に曝され、競争上頗る不利な立場に置かれてある。

以上日本濠洲間の外國電報が割高であることを、日本内地の側からと濠洲國內の側からと觀たが、然らば何故に日濠間の電報料金はかく高率かと訊ぬるに、與へらるゝ答の第一は、日濠間の電報往復數量が未だ充分に多からざる故に、電報料引下げの餘地なしといふ點にある、而して之れが日濠間海底電信の事業經營者たる濠洲イースタン電信會社並びに大北無線電信會社日本側代理店の繰返す答辯である。然かしながら日濠間の貿易の著しい進展をなしつゝある現状、従つて夫れに照應する往復電報の急激なる増加といふ點から觀て見えすいた遁辭といふの外ない。之れを濠洲側からの發信に觀るも次表の通り、濠洲より對日本向電報數は、全發信數の一・四%に當つて、對佛國・西班牙・英國・白耳義・南阿聯邦に亞ぎ、少くも對加奈陀・米國・獨乙等よりも高

	通す割合 報對割 電に 全信る
Austria	0.3
Belgium	2.7
Canada	0.4
Czechoslovakia	1.6
Denmark	0.3
France	3.5
Germany	0.8
Great Britain	2.8
Hungary	1.5
Japan	1.4
Netherlands	0.9
New Zealand	1.3
Norway	1.2
Poland	0.5
Spain	3.0
Sweden	0.4
Switzerland	0.8
Union of South Africa	2.2
U. S. A.	0.6

電氣通信を通じて觀たる日濠關係 (大谷)

い率でなくてはならぬとの理由はなし。
日濠間の電報料が高率であるといふことの第二の理由として、海底電信によるからであると答へ得る、そして之れは一應理由のあることである。

5) 本稿・p. 115. 參照。

6) Official Year Book of the Commonwealth of Australia, No. 28—1935, Canberra, p. 219.

る。何となれば——國際電報料金を構成する基本となるものは、首尾料及び仲繼料である、首尾料とは發信及び着信主管廳に納付するもの、仲繼料は傳達の途中陸揚の上仲繼さるゝ場合、その地の主管廳へ納むるものである。日濠間電報の經過線路は從來はアデレードより濠洲政府所有陸線にて大陸を横斷し、ポート・ダーウィンに出で、バンジョワングを経て新嘉坡に連絡、香港・上海を経由して長崎に到つたのであるが、近年は主としてパース・ココス島を経由して新嘉坡に連絡することとなり、通信輻輳の際のみ兩者併用することとなつた。新舊兩經路並びに各仲繼區間の通信距離を圖示すれば次の如し。

舊 經 路

シドニー 960哩 ———— アデレード 1,940哩 ———— ポート・ダーウィン 600哩 ———— バンジョワング 720哩 ———— 新嘉坡 1,522哩 ———— 香港 450哩 ———— 上海 450哩 ———— 長崎

新 經 路

シドニー 960哩 ———— アデレード 1,546哩 ———— パース 1,721哩 ———— ココス島 778哩 ———— バタビア 543哩 ———— 新嘉坡 1,522哩 ———— 香港 450哩 ———— 上海 450哩 ———— 長崎

即ちシドニー長崎間を通信するに、新經路は、距離に於いて約千三百哩の長距離であるばかりでなく、仲繼局に於いて一個所増加となり、假りに舊經路經由としてもダーウィン局は平日は午後二時半乃至午後八時操業、週末は休業するを以つて、その利用に制限なきを得ない實狀である。而して右經路のうちシドニー・上海間は後に説くようにイースタン會社の所有に係り、上海長崎間は大北電信會社（丁抹系）に屬してゐる爲に、首尾料は日本・濠洲、仲繼料はバンジョワング・バタビアは和蘭、海峽殖民地・香港は英國、上海は中華民國に對

して支拂はれる、即ち日濠間電信料金の分配に與るものは、二會社四政府といふ複雑多岐を極めて居るのである。この事實は、日本と連る他の海底電信に比して料金が高率、特に英帝國領内の海底電信料に較べて遙かに高率となるもやむを得ないといふことを現はす。殊に首尾料のみをとつて見ても、英帝國內の電信料に比して高率となる理由がある、夫れは、普通郵税に於いても英帝國內は二片、諸外國へは三片と、差別待遇を存する英帝國であるから、首尾料についても亦、英帝國內の電信に對しては英帝國以外の國宛電信に對するよりも遙かに高率といふ事實が存するのである。以上の如き事情にあるが故に、等しく海底電信といふ手段により、同トイースタン會社の所有線によるのではありながら、日濠間の電信料が、距離の點から觀て比較にならぬ長距離通信たる濠洲英本國の電報に比して、高率となるは、またやむを得ないところであらう。況んや日濠間の往復電報數が如何に殖えたとはいへ、英本國と濠洲との間の夫れに比して遙かに少かるべきは政治經濟の諸關係から當然察せられるところである。

この故に、日濠間の電信料引下げを提唱する日本側當業者は、海底電信による料金の引下げを叫ぶばかりに、日濠間の無線電信連絡開始を以つて濠洲に迫つた。即ち一八九五年、グリエルモ・マルコーニの無線電信發明以後も、初めは技術上氣象上の理由の爲實用上充分に信賴するに足らず、爲に未だ有線電信會社の競争者として問題とならなかつたが、その後短波長ビーム式無線電信が完成されて以來、從來の缺點も除去され且つ設備費も低廉となつた爲に、有線電信會社にとつては無線電信は大いなる脅威となり、従つて有線電信料の引

7) 尙ほ之れと關聯して、上海長崎間の料金が比較的高率なることを見逃がしてはならぬ。即ち濠洲上海間32片、濠洲日本間41片、シドニー上海間約七千五百萬哩の料金32片に對してシドニー日本間七千九百哩41片は割高である。因に上海長崎間は大北電信會社の所有線である。

下を促がす事情としては、設備の改良、取扱ひ通信の増加といふことの外に、無線電信からの壓迫といふことが近年になつて有力に働き始めたのである。例を濠洲より英國向の海底電信料金の變化に採れば次ぎの如く年々引き下げられた。⁸⁾

1873年	£ 9—7—6	per 20 words	
1876	10—6	per word	
1877	10—8	”	”
1886	10—4	”	”
1891	4—0	”	”
1900	2—6	”	”
1927	2—0	”	” (現行率)

上述の料金引下のうち初期のものは概ね新線の設置による距離の短縮設備の改良及び取扱ひ電報數の増加によるものであり、一八九一年及び一九〇〇年の引下は、洲政府並びに聯邦政府と損失補償契約の成立によるものであるが、一九二七年の引下は、同年濠洲國內に後に説くが如き無線電信會社が設立され、その料金が概ねイースタン會社の有線電信料金に比し一割乃至二割方低廉であつたのに刺激された結果である。

而して無線電信料金が有線電信料金に比して若干低廉なるは世界一般の傾向である。日濠間の電報料の高率を悟りその低下を叫ぶ我が邦の貿易業者が兩國間の無線連絡開始を要望したのも正に當然であつた。そして恰かもよし、我が邦としては國策としての無線電信による通信事業の擴張を企圖しておつた際であるから、此の要望は貿易業者の團體、日濠協會等の提案として濠洲の諸團體へ呼びかけられたのみでなく、彼我電信事業經營者の間に技術的にも經濟的にも折衝交渉が開せられたのである。

8) Official Year Book, ibid., p. 219.

9) Report of The Eastern Extension Australasia & China Telegraph Company, (私藏寫本) に據る。

即ち海底電信事業に於いて甚しく立遅れ、僅かに小笠原線を有つのみで、外國電報通信は擧げて外國營利會社に委ね來つた我が邦が、近年世界各國の無線電信事業の勃興に刺激せられ、國策としての無線電信事業に着目し、大正十四年第五十帝國議會提出の日本無線電信株式會社法案により同年日本無線電信株式會社を創立、營業區域を對英・對歐・對米・對南米及び對南洋と順次擴張し、我が邦の主要貿易對手國と直通無線電信を取扱ひ始めたのであるが、對濠洲通信にも進出を企圖し、審さに技術的研究を遂げた後、社長故内田嘉吉は昭和五年（一九三〇年）八月渡濠、聯邦政府竝に電信事業會社當局と折衝を開始したのである。

濠洲電信事業會社の一は賛意を表したが他の一社前掲イースタン會社は頗る難色あり、且つ、此の時既に英本國の方に有線無線電信事業の大合同あつて、英帝國內の電信事業が強力に統制せられ、イースタン會社またその支配下にある關係から、同問題は右の英本國電信會社竝びに英本國政府の諒解を得る要もあつて、此の交渉は停頓せざるをえなかつた。偶々當時の濠洲首相スカーリンが聯邦政府財政の行詰り打開の爲、英本國へ赴く際であつたので前記内田嘉吉は印度コロンボまで同船懇談を重ね、スカーリン首相を通じて當時の英首相マクドナルドへ諒解方盡力を依頼したるまゝにて、此の問題は打切りとなり、後年昭和九年（一九三四年）濠洲極東親善使節として外相レーサムが來朝した際も、此の問題については、彼我の間に此一應の儀禮的交換があつたまゝ、今日に及んだものである。¹⁰⁾

日濠間の無線通信が技術上不可能といふのではない、現に日本無線電信會社は何時にても開始の用意ある旨

10) 拙稿・前出往見。

を言明し、濠洲側無線電信會社も既に應諾したのである。¹¹⁾たゞ、無線電信の脅威を感じる有線電信會社イースタンが、その營業政策の立場から之れを拒み、而して其の背後にある英帝國の電信事業會社が、帝國內の有線無線事業を合同統制しつゝ、他國との競争に當らんとする態度、いはゞ電氣通信事業を以つて經濟發展の一たらしめんとする英帝國の態度に、日濠間電報料金引下の可能不可能が潜むことを知るのである、以下濠洲國內の電信事業を解剖してその背後に潜むるものに及ぼう。

四 濠洲に於ける海外通信事業

濠洲に於ける外國との電氣通信は一八七一年に The British Australasian Telegraph Company によつてポート・ダーウィン・バンジョワング(ジャバ)間に海底電信が敷設せられた時を以つて始まる。¹⁾この海底電信によつて新嘉坡を経て一は歐洲英本國へ、一は東洋へ、而して一は太平洋を横斷してアメリカへ連絡したのであるが、英國系電信事業の中心 The Eastern は、此の南方大陸の海外電信事業をも見逃がすことなく、一八七三年前記 The British Australasian Telegraph Company の外に The British Indian Extension Company 及び The China Submarine Telegraph Company の二社を合同して The Eastern Extension Australasia & China Telegraph Company Ltd.——略して濠洲イースタンと呼ぶ——を設立し、爾來同社は濠洲に於ける唯一の海外通信事業經營者として頻りに業務を擴張し、一九一二年までに凡そ次ぎの如き段階を経て發展したのである。²⁾

11) 日濠協會々報第四號 p. 125.

1) Report of the Eastern, 前掲私藏寫本に據る。

2) Report of the Eastern, ibid., 及び Australian Encyclopaedia, 1926, Sydney, vol. II, p. 322.

繼承したものである。

電氣通信を通じて觀たる日濠關係 (大谷)

1876年	Sydney—New Zealand 間 Cable 完成
1879	Darwin—Banjuwangi 間 Cable 複線完成
1890	Sydney—New Zealand 間 Cable 複線完成
1893	Buruett Heads (Queensland)—New Caledonia 間 Cable 完成
1901	Fremantle—Durban (Cocos 島經由) 間 Cable 完成
1902	Sonth Port (Queensland)—Vancouver Island (Canada) 間 Cable 完成
1912	Sydney—New Zealand 間 Pacific Cable Board 線繼承

上掲のうち一九〇一年のココス島經由フリーマントル—ダーバン間海底線開通は、南阿喜望峯經由英本國へ到る最短線の完成であり、且つ從來アデレード—ダーウィン—バンジヨワング—新嘉波線經由をアデレード—パース—ココス—バタビヤ—新嘉波線を主要経路とした點に於いて、また一九〇二年のサウスポート—バンクーバ線の開通は、The Canadian Pacific Railway Company と協力してフィジー島經由太平洋を南北に連ねる幹線を完成した點に於いて、世界の電氣通信網發達史に劃期的なものであり、同時に英國系イースタンの世界征覇の一步前進を示すものでもある。尙ほ濠洲に於ける有線海外電信事業經營者としては、右の外に、嘗て The Pacific Cable Board なるものがあつて、一九一二年シドニー—新西蘭間の海底線敷設を第一歩として新西蘭・太平洋諸島・北米合衆國・加奈陀方面への通信事業に従事して居た。之れは英國・加奈陀・新西蘭及び濠洲政府の共同出資で濠洲政府の持分は三分ノ一であつたが營業成績頗る悪く、各國政府とも持て餘し、後述の英帝國系電信事業大合同の際帳簿價格より百五十萬英鎊を切下げて合併せられ、事業は前記イースタン社が

かくの如くして濠洲の有線外國電信の獨占事業者たる濠洲イースタンは他の地方に於ける英系イースタンと連絡、よく業績を擧げ、株式は拂込額面の約三倍の市價を有ち、年々一割の配當を續け來たものである。然かるに、一九二七年後述の無線電信會社が設立せらるゝや、從來の獨占を脅かされたるのみならず、その競争に遇つて屢々料率の低下を餘儀なくされ、業績頓に悪化するに至り、遂には一九三四年四月一日以降取扱電信種別中無線通信によつて最も打撃を受くる週末電報を廢止、Daily Letter Telegram の料金を引上ぐる等の策に出づるほかなかつたのである。⁴⁾

日本との間の通信事業につき特許を有する同社が、従つて日濠間の無線通信開始に難色あるは當然であり、後に述ぶる如くその背後に英國系イースタンの大勢力を有するに於いては、無線通信に關する限り日濠通商問題は解決への途尙ほ遠いといはざるを得ない。

濠洲に於ける無線通信事業は聯邦政府との契約により一九二七年四月初に、The Amalgamated Wireless (Australasia) Ltd. —— 略稱 A・W・A、ビーム・ワイヤレスと俗稱す——が對英通信を開始したに始まる。翌年對米通信を開始、設備の完備とサービスの優秀とを以つて好評を博し、殊に料金も前記有線電信に比し平均一割乃至二割の低率なるため取扱ひ通信數は年々激増しつゝあつて、從來海外電信事業を獨占して居た濠洲イースタンを脅すこと甚だ大であつた。

4) Official Year Book, *ibid.*, p. 219.

五 英國系電氣通信事業の大同

外國通信事業に於ける有線電信と無線電信とのかゝる競争は、獨り濠洲聯邦内のもではなく實に世界的のものであつた。そしてその競争の脅威は、外國電信事業に先鞭をつけて全世界の海底有線電信をその支配下に
おいた英國にとつて最も大であつた。理由如何となれば——眞摯なる科學者 Lord Kelvin の研究を海底に埋
めたる電線に托して Sir James Anderson が外國通信を可能ならしめて、一八五〇年英佛海峡に世界最初の海
底電信が敷設されたのであるが、イスラエルを漂泊へる民には發火信號、北アメリカの土人には火煙による信
號、希臘人には篝火または狼烟、羅馬人には磨き立てたる盾と之れに照り映ゆる太陽の光線、インカ帝國の民
には糸による結繩文字と¹⁾、凡ゆる時と處とに於いて自己の意志の發表自由なる思想の傳達の爲に、その迅速を
冀ふ人間なるが故に、一八六六年には早くも Cyrus W. Field によつて愛蘭とニュー・ファウンドランド間に
海底電線が布かれ、爾來五十年の間に、全世界を連ねる海底電線の線路數は三、二二六、總哩數三六一、六三一・
四海里に及び、その線名並びに距離は次の如くである。²⁾

- 1) John L. Merrill, International Telephone Review, Vol. IV, No. 3, July, 1928, p. 25.
- 2) International Bureau of the Telegraph Union, List of Submarine Cables of the World, 12th ed., Berne, December, 1928.

世界に於ける有線電信線現勢

別圖に
示した
る番號

	電 信 會 社 名	所有線數	海 里
米 國 系			
1	All America Cables (Inc.)	45	24,872.5
2	Commercial Cable Co.	23	22,474.8
	Commercial Cable Co. of Cuba	2	1,552.5
3	Commercial Pacific Cable Co.	6	10,059.5
	Mexican Telegraph Co.	7	2,669.5
	United States & Haiti Tel. & Cable Co.	1	1,391.3
4	Western Union Telegraph Co.	40	30,183.0
		124	93,203.1
佛 國 系			
	Compagnie des Cables Sud-Americains	5	3,674.9
5	Compagnie Francaise des Cables Telegraphique	28	14,739.5
		33	18,414.4
伊 太 利 系			
6	Compagnia Italiana del Cavi Telegraphici Sottomarini	12	9,937.3
獨 乙 系			
7	German Atlantic Telegraph Co.	2	2,144.7
丁 抹 系			
8	Great Northern Telegraph Co.	30	8,416.4
英 國 系			
	Cuba Submarine Telegraph Co.	12	12,482.7
	Direct Spanish Telegraph Co.	3	1,182.1
	Direct West India Cable Co.	2	1,266.9
	Halifax & Bermudas Cable Co.	1	851.8
	Indo-European Telegraph Co.	3	18.4
	Societe Anonyme Belge des Cables Telegraphiques	2	60.3
	West India & Panama Telegraph Co.	22	4,355.0
14	※ Imperial Atlantic Cables	4	6,392.2
13	※ Pacific Cable Board and West Indian System	15	18,251.9
	※ African Direct Telegraph Co.	7	3,034.9
	※ Direct Spanish Telegraph Co.	3	1,182.1
9	※ Eastern Telegraph Co.	97	54,403.9
10	※ Eastern & South African Tel. Co.	16	11,943.1
11	※ Eastern Extension Australasia & China Telegraph Co.	34	13,490.4
	※ Europe & Azores Telegraph Co.	2	1,059.0
	※ River Plate Telegraph Co.	4	222.8
	※ West African Telegraph Co.	5	1,279.1
	※ West Coast of America Telegraph Co.	7	2,025.4
12	※ Western Telegraph Co.	39	28,873.5
		275	168,193.4
	Compagnie Telegraphico-Telephonica del Plata	3	84.0
15	割當未濟獨乙線	5	5,473.6
	總 計	3,226	361,631.4

※ The Eastern Associated Telegraph Companies の支配下にあるもの。
 ※ Imperial & International Communication Co. の成立と同時に Eastern の支配下に入りしもの。

右の海底電線を政府所有のものと民間會社所屬のものに分つと次ぎの如くであつて、³⁾ 國內電信は國有、外

國電信は民營との原則が明らかに樹立されて居るのみならず、政府所有のものは一線當りの距離短く、民間所屬のものは皆遠距離通信のものたることを知ることが出来る。

政府所有の線は佛國の一四、八一三海里を筆頭に、日本の八、〇七一・五海里が之れに次ぎ以下次表の如き分布を示すのであるが、⁴⁾ 民間所屬の海底線に於いては、英國系が全長の五〇%を占めて居る。夫れは嘗に英國が一八五〇年英佛海峡に電線を敷設したといふ歴史的な關りからばかりでなく、實に Sir John Pender が此の海底電信事業の初期に於いて

	民間會社	政所	府用
線數	479	2,742	
距離	300,393.3	55,764.5	

投資金融をしたことに起因する。⁵⁾ 即ち Pender は引續き一八六六年大西洋を横斷する二千哩の海底電線敷設に成功するや、此の事業を畢生の仕事として、ジブラルタル・マルタ・エヂプト・印度・支那・濠洲地方を始め

	佛國	印度	西班牙	意大利
線數	14,813.0	8,071.5	6,167.0	3,777.1
距離				3,106.3

南阿その他の各地を連ねて英帝國內海底電線網を完成するに努め、彼によつて始められた The Eastern Associated Telegraph Companies は、左の如き十一社をその支配の下に置いて、全世界海底電線延長三六一、六三二・四海里の半ば一三〇、〇〇〇海里を占め、民間電信會社の投下資本總額推定五千萬磅のうち約半分を占めて斯界に君臨して居るのである。⁶⁾

3) Ibid.
 4) Ibid. 英國・獨乙・支那・印度・アラスカ等は何れも二〇〇〇海里乃至三〇〇〇海里を所有す。
 5) Fifty Years of "Via Eastern", la souvenir and record of the Celebration in Connection with the Jubilee of the Eastern Associated Telegraph Companies に據る。
 6) Ibid.

別圖東南洋を中心とする海底電信網圖を觀ると“Via Eastern”の占める重要さは明らかであつて、濠洲イ

一三六

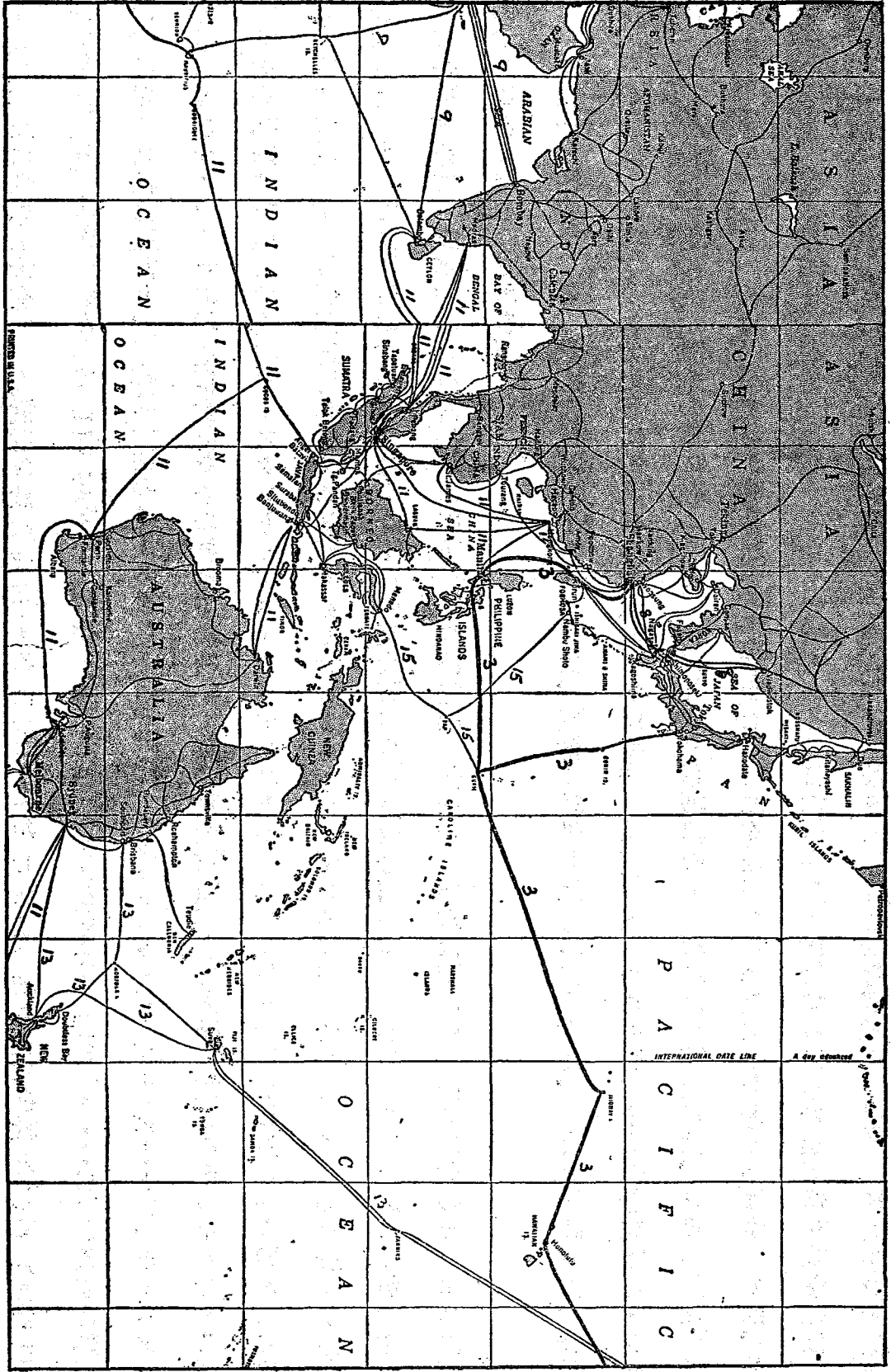
The Eastern Telegraph Company, Ltd.
The Eastern and South African Telegraph Company, Ltd.
The Eastern Extension Australasia and China Telegraph Company, Ltd.
The Western Telegraph Company, Ltd.
The West African Telegraph Company, Ltd.
The African Direct Telegraph Company, Ltd.
The Europe and Azores Telegraph Company, Ltd.
The River Plate Telegraph Company, Ltd.
The Pacific and European Telegraph Company, Ltd.
The West Coast of America Telegraph Company, Ltd.
The Direct Spanish Telegraph Company, Ltd.

スタンも亦此の巨大事業の傘下にあるのであるから、我が邦の之れに對する挑戦は、實にその背後にあるものとの闘争たることを悟らねばならない。

然しながら“Via Eastern”が斯のように巨大な通信網であつただけに、無線電信の發達よりうくる脅威も大であつた。特に海底電信事業に比較的遅れた米國の無電事業への進出は恐るべきであつた。若し無線電信會社との自由競争を放任するならば、その支配下の各會社は破産または閉鎖の運命を免れがたく、かゝる事態は英國が從來海外通信上にもてる覇權を失ふことであると共に、經濟上軍事上由々

しき大事であるとして、英國政府は Marconi Wireless Telegraph Company 設立後一九二八年倫敦に加奈陀・濠洲・新西蘭・南阿その他各屬領政府の代表者を集めて英帝國有線無線電信會議 The Imperial Wireless and Cable Conference を開いて對策を練り、その結果英帝國內の主要電信會社及び無線電信會社を合同して一大電信會社を設立し、之れに政府所有の Pacific Cable, West Indian Cable (The Pacific Cable Board 所有線)を

7) Map of The Eastern Associated Telegraph Companies' Cable System に據る。各線に附したる番號のうち 9, 10, 11, 13 は英國イースタン系、他には僅かに 3 (米國系)、8 (丁抹系) があるのみ、(15 は割當未濟獨乙系)。



電氣通信を通じて觀たる日濠關係 (大谷)

讓渡し、茲に世界未曾有の一大電信會社が成立するに至つたのである。即ち持株會社として Cable and Wireless, Ltd. 事業會社として The Imperial & International Communications Ltd. (I. I. C.) が設立され、前者は單に持株會社たり、後者は一切のイースタン系諸會社線、パシフィック・ケーブル・ポート線、ウエスタン會社線及びマルコーニ無線電信會社をその統制下に於いて英帝國內電氣事業の實權を握るに至つたのである。

濠洲聯邦内に於いては濠洲イースタンとビーム・ワイヤレスとが争ひつゝある。然かし英帝國全體としては既に有線無線電信の統制が進行しつゝあるのである。ビーム・ワイヤレスは現在主として濠洲政府及び濠洲資本によるものではあるが、いづれは I. I. C. の巨大獨占體に吸收合同の運命にあるのではなからうか。然かる場合に初めて、我が邦の日濠電信料の引下——日濠無線通信開始の要求は明白に全面的に此のマンモスに直面することとなるのである。

一九二一年四月十二日、米國大統領ハーディングは、議會に教書を送つて曰つた、「合衆國政府は、合衆國、その諸領、及びアラスカの戦略的及び商業上の必要に應ずる爲、米國自から所有する有線無線電信・ラヂオ・電話その他一切の通信設備の爲に戦ふ⁸⁾と。洵に外國通信機構の上に現れた國際情勢は、世界の國際情勢の miniature である。何時爆發するか判らない——然かし同時に亦た夫れは相互に手を握りあはずしては、何の機能をも、戰の目的さへをも、果しえないものもある⁹⁾。日本の國策を代行する日本無線電信株式會社は既に英本國とは無線通信を行ひ、英帝國內でも印度ボムベイとは既に無線通信を實施して居る。日濠間の無線通

8) G. G. Huebner & R. L. Kranmer, Foreign Trade, Principles and Practice, 1930, New York, p. 317.

9) 拙稿・商學討究第九卷上冊所載參照。

信開始が、従つて電報料金の引下が實現せられるのも、不可能ではない、たゞその時をもち來らす爲には、日本側の要望と相竝んで濠洲側からの要求が強く起らねばならない、換言すれば濠洲人自から日本との間の、更に擴げては東洋との間の、文化的經濟的交渉に於いて電報料金の高率を叫ぶに至らねばならない、そして夫れは、太平洋の南北にある若き兩國の一層の理解と交通とに俟つの外ない。